

第37回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年9月28日

大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態措置、まん延防止等重点措置について、9月30日をもって全て解除することが決定されました。
- まずは、これまで、長期にわたる緊急事態宣言等の下において、外出・移動の自粛要請等に対し、ご協力をしていただいた国民の皆様にご心から感謝申し上げます。
- また、とりわけ交通・観光関連産業の皆様におかれては、未曾有の大変厳しい経営環境の下で、事業の継続と雇用の維持に努められたこと、特に交通事業者の皆様におかれては、感染リスクなどの現場での不安を乗り越えていただき、国民の生活に不可欠な基本的サービスの維持していただいていることに、心から重ねて御礼申し上げます。
- 緊急事態措置、まん延防止等重点措置は解除されたものの、本日の対策本部で決定された新たな基本的対処方針では、帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際して、基本的な感染防止策を徹底するなど、対策の緩和については段階的に行うこととされていることを踏まえ、私からは、以下のとおり、改めて指示します。
- まずは、引き続き基本的な感染防止対策を徹底する観点から、
 - ・ 公共交通機関や観光地において、業種別ガイドラインに基づいた

感染防止対策の更なる徹底を要請するとともに、旅行などに当たっては、マスクの着用など、「新たな旅のエチケット」に定められた感染防止対策を取るよう呼びかけること。

- ・ 遠隔地間の帰省・旅行等について、主要空港におけるサーモグラフィの運用を継続すること。
 - ・ 検査・サーベイランスの強化として、関係省庁と連携し、下水サーベイランスを新型コロナの監視体制の強化にどのように活用していくか検討を推進すること。
 - ・ 国土交通省としてもテレワークの活用等により出勤職員の削減に引き続き取り組むとともに、所管事業者に対しても、引き続き、テレワークの活用等について協力を要請すること。
- また、今後、ウィルスの存在を前提として、「感染対策」と「日常生活」を両立させていくため、
- ・ 観光分野においては、ワクチン・検査パッケージも活用し、ツアーや宿泊施設における運用について技術実証を行い、現場における円滑な実施を確保するなど、国民の皆様が安心して旅行にお出かけいただける環境を整えること。
 - ・ 高速道路料金における休日割引及び周遊パスの新規申込の受付について、今後1ヶ月間を目途として、停止措置を継続すること。
- さらに依然として経営状況の厳しい事業者への支援として、引き続き、
- ・ 所管業界の事業経営や雇用等の状況について、きめ細かく前広に

把握の上、資金繰りに関する支援等について、地方運輸局等の相談窓口において必要な対応を行うなど、プッシュ型で万全の対応を行うこと。

- ・日本公庫や民間金融機関等の既往債務の条件変更などについて迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請を政府から行っており、官民金融機関等との連携を一層強化して所管事業者の資金繰りの確保に万全を期すること。

- ・これまでと同水準の支援を11月まで行うと決定された雇用調整助成金の活用等により、雇用を必ずしっかりと守ること。

- ・先般追加交付が決まった、新型コロナ対応地方創生臨時交付金3,000億円が所管事業者への支援に最大限活用されるよう、地方自治体等の関係者に引き続き働きかけること。

- ・「地域観光事業支援」のうち、宿泊事業者による感染防止対策等への支援については、47都道府県全てに交付決定を行っているが、改めて宿泊事業者に事業内容を周知しつつ、都道府県に早期の執行を促すこと。

- ・「地域観光事業支援」のうち、県内旅行の割引事業に対する支援については、41道府県に交付決定を行っており、一旦停止後本日まで再開した6県を含め、現時点で9県が実施していますが、本日決定された基本的対処方針を踏まえ、各知事の判断で再開が可能なことを伝えるとともに、隣県への拡大についても知事会の意見を踏まえつつ、検討すること。

以上を指示いたします。

- 本日の政府本部において緊急事態措置等が全て解除され、今後は感染対策と日常生活を両立させる観点から各種取組を進めることが重要となります。改めて、国土交通省の全ての職員一人一人が思いを1つにして、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもち、自らの体調管理を徹底し、感染予防対策並びにそれぞれの業務に全力で取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

- 私からは以上です。